

# がん診療連携拠点病院等における 相談支援について

厚生労働省健康局  
がん・疾病対策課

# 第3期がん対策推進基本計画(概要)

## 第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

## 第2 分野別施策

### 1. がん予防

- (1)がんの1次予防(※)
- (2)がんの早期発見、がん検診(2次予防)

(※)受動喫煙に関する目標値等については、受動喫煙対策に係る法案を踏まえて別途閣議決定する予定。

### 2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん(※)Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

### 3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

### 4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

## 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

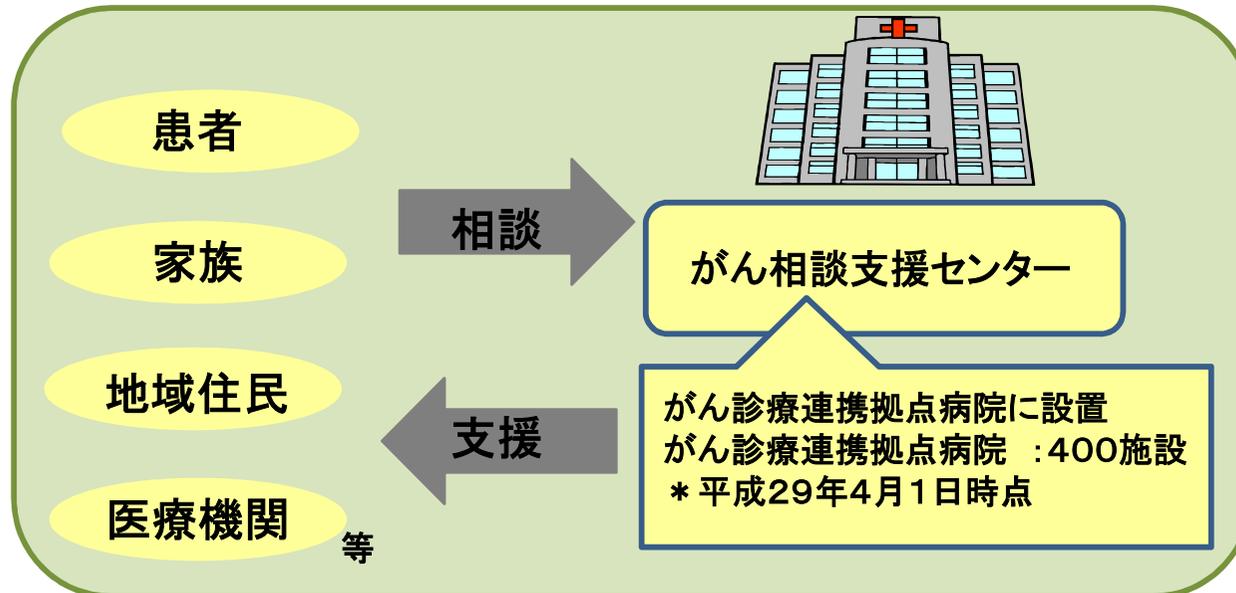
- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

# がん相談支援センター

- 全国のがん診療連携拠点病院等に設置されているがんの相談窓口。
- 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者や家族、地域の住民及び医療機関等からの相談に対応する。国立がん研究センターがん対策情報センターによる「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置している。

## ＜がん相談支援センターの主な業務＞

- がんの病態、標準的治療法等の一般的な情報の提供
- 地域の医療機関、診療従事者に関する情報収集、情報提供
- セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
- がん患者の療養上の相談
- 就労に関する相談
- 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援



# 情報の収集提供体制

地域がん診療連携拠点病院の指定要件（平成26年1月）より抜粋

## 相談支援センターの体制

相談支援を行う機能を有する部門（以下「相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず、「がん相談支援センター」と表記すること。）を設置し、①から⑥の体制を確保した上で、当該部門においてアからシまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に周知すること。

- ① 国立がん研究センターがん対策情報センター（以下「がん対策情報センター」という。）による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」（1）～（3）を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。
- ② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。
- ③ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。
- ④ 相談支援センターの機能について、主治医等から、がん患者及びその家族に対し、周知が図られる体制を整備すること。
- ⑤ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。
- ⑥ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により相談支援を行う体制を整備すること。

# 情報の収集提供体制

地域がん診療連携拠点病院の指定要件（平成26年1月）より抜粋

## 相談支援センターの業務

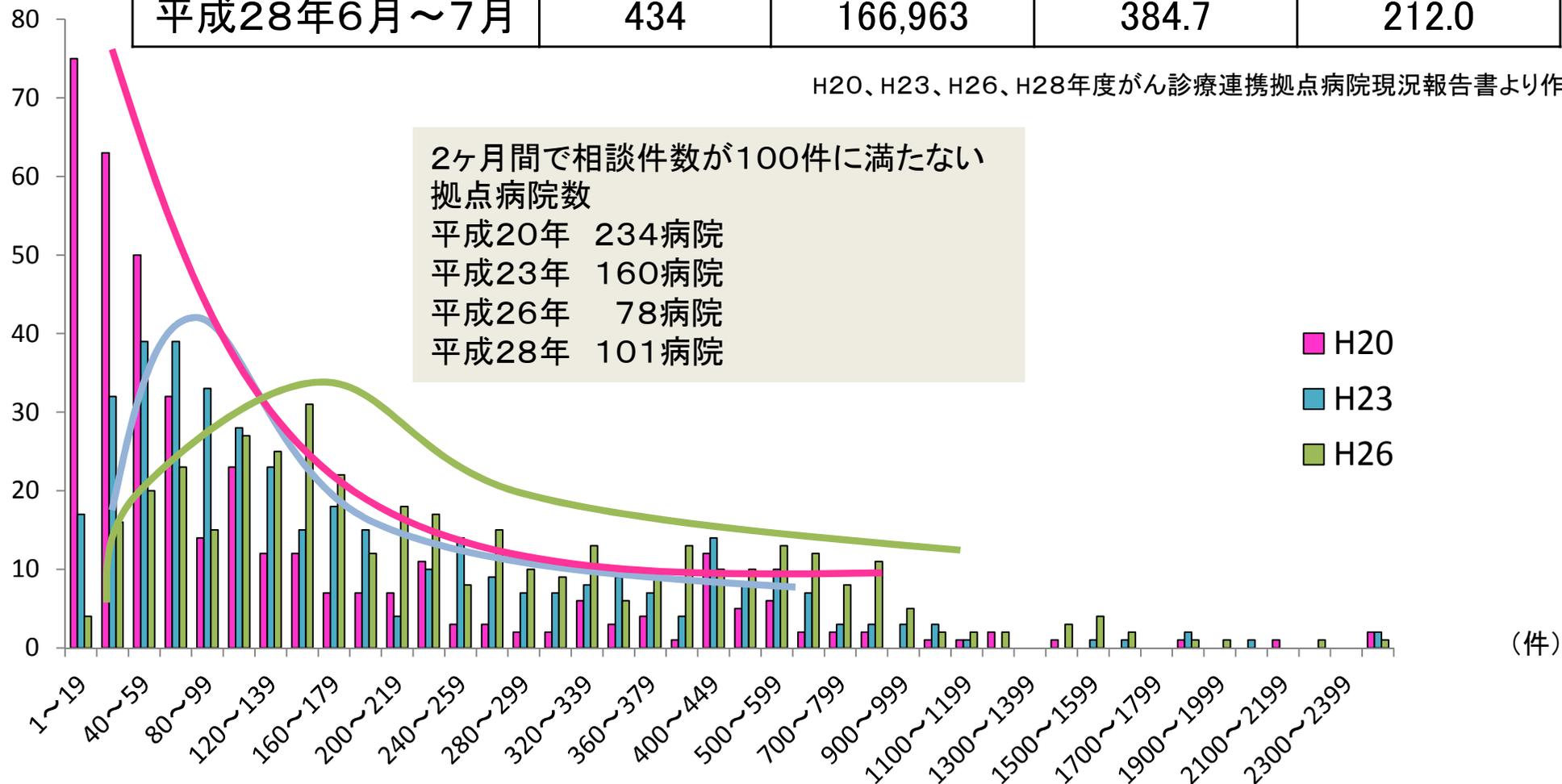
- ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供
- イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び診療従事者に関する情報の収集、提供
- ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
- エ がん患者の療養上の相談
- オ 就労に関する相談（産業保健等の分野との効果的な連携による提供が望ましい。）
- カ 地域の医療機関及び診療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供
- キ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談
- ク HTLV—1関連疾患であるATLに関する医療相談
- ケ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援
- コ 相談支援センターの広報・周知活動
- サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組
- シ その他相談支援に関すること

\* 業務内容については相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。

# がん相談支援センターの相談件数

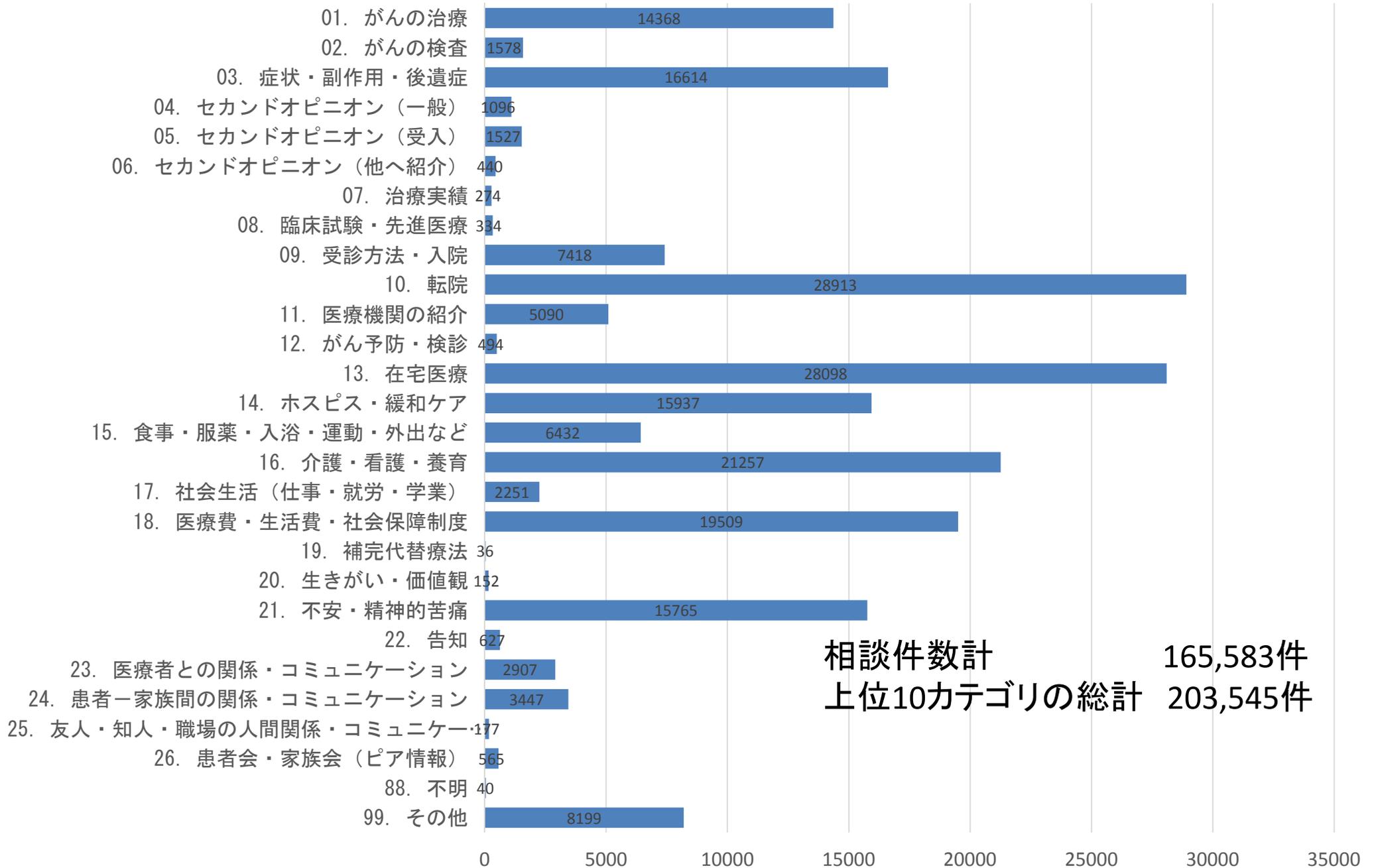
期間	施設数	総数	平均	中央値
平成20年6月～7月	375	61,785	174.0	58.0
平成23年6月～7月	397	94,905	242.1	127.0
平成26年6月～7月	401	130,643	325.8	190.0
平成28年6月～7月	434	166,963	384.7	212.0

(病院)



# 各施設において上位10カテゴリに挙げられた相談内容の合計

H28/6/1~7/31



# がん対策推進基本計画中間評価における「がんに関する相談支援と情報提供」に関する記載抜粋（平成27年6月）

第62回がん対策推進協議会  
資料4より抜粋

## （指標測定結果）

正確で、患者のつらさに配慮した、生き方を選べるような情報提供がきちんと提供されること	71.5%(2015年)
相談できる環境があると感ずること	67.4%(2015年)
がん相談支援センターが設置されている2次医療圏の割合	70.3%(2015年)
サポートグループや患者・家族対象の学習会等を実施している拠点病院の割合 (拠点病院の患者会等への支援状況)	100%(2014年)
がん相談支援センターに専従の相談員が配置されている拠点病院の割合 * 転院や退院調整の業務担当者とは別に「がん相談」に専従している相談支援センター専従の相談員がいる施設の割合	85.1%(2014年)
医療ソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士)および看護師が専任/専従で配置されている拠点病院の相談支援センターの割合	58.7%(2014年)
ピアサポーターによる相談支援を実施している拠点病院の割合	16.9%(2014年)
がん対策情報センターで情報提供している拠点病院の診療実績等の項目数(拠点病院の診療実績)	92項目
拠点病院の診療実績数を情報提供されている希少がんの数(希少がんの情報提供)	22がん
<b>拠点病院のがん患者のうち、がん相談支援センターを利用している者の割合</b>	<b>7.7%(2015年)</b>
拠点病院のがん相談支援センターの利用者満足度	81.4%(2015年)
拠点病院の初発がん患者のうち必要な治療等の情報が得られた者の割合(治療中に必要な情報)	87.4%
拠点病院の初発がん患者のうち受診施設から治療選択に必要な情報が得られた者の割合	89.6%

# 相談支援に関する課題と今後の方向性

第62回がん対策推進協議会  
資料4より抜粋

## <現状と課題>

- がん相談支援センターの利用率は低い。
- 在院日数は短縮し、相談支援は入院のみならず、外来でも必要となっている。
- 相談件数は年々増加し、がん患者や家族の相談支援に関するニーズは多岐に渡っているが、相談員の職種配置がそれらに対応できるバランスのとれたものとはなっていない拠点病院がある。

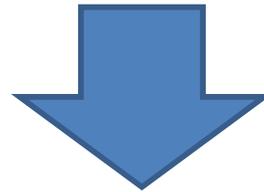
## <今後の方向性>

- 相談を必要とする患者及び家族をがん相談支援センターに確実につなぐため、拠点病院のみならず、拠点病院以外の医療機関からの紹介や苦痛のスクリーニング等の機会をとらまえるなどのしくみの構築が必要ではないか。
- 外来において、多岐に渡る患者と家族のニーズに対応するため、相談員がスキルを身につけるための研修の内容の見直しをするとともに、がん相談支援センターの体制や連携のあり方について見直しをすべきではないか。

# がん相談支援センターについて

## 現状・課題

- 拠点病院等においては、がん相談支援センターの人的配置や業務内容について、指定要件にて規定されている。
- 一方で、相談支援の実績について、評価指標や、拠点病院等の指定要件が定められていない。
- がん相談支援センターの周知が必要である。



## 論点

- 相談支援センターに必要な人的配置や業務内容について再検討してはどうか。
- 相談支援に関する実績に関する評価指標や指定要件を定めてはどうか。
- 相談支援センターの周知を病院全体として取り組むようにしてはどうか。

# 現行の整備指針での記載

現行の整備指針の記載内容(拠点病院)	現行の整備指針の記載内容(地域がん診療病院)
<p>4 情報の収集提供体制</p> <p>(1) 相談支援センター</p> <p>相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。)を設置し、①から⑥の体制を確保した上で、当該部門においてアからシまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に周知すること。</p> <p>① 国立がん研究センターがん対策情報センター(以下「がん対策情報センター」という。)による「<u>相談支援センター相談員研修・基礎研修</u>」(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。</p> <p>② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。</p> <p style="text-align: center;">修正・追加・削除すべきものはあるか。</p>	<p>4 相談支援・情報提供・院内がん登録</p> <p>(1) 相談支援センター</p> <p>① <u>国立がん研究センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。当該者のうち、1名は相談員基礎研修(1)、(2)を、もう1名は基礎研修(1)～(3)を修了していること。</u></p> <p>② グループ指定のがん診療連携拠点病院との連携と役割分担によりⅡの4の(1)に規定する相談支援業務を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">修正・追加・削除すべきものはあるか。</p>

# 現行の整備指針での記載

現行の整備指針の記載内容(拠点病院)	現行の整備指針の記載内容(地域がん診療病院)
<p>4 情報の収集提供体制 (1)相談支援センター</p> <p>③ <u>相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。</u></p> <p>④ <u>相談支援センターの機能について、主治医等から、がん患者及びその家族に対し、周知が図られる体制を整備すること。</u></p> <p>⑤ <u>相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。</u></p> <p>⑥ <u>地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により相談支援を行う体制を整備すること。</u></p> <p><b>修正・追加・削除すべきものはあるか。</b></p> <p><b>がん相談支援センターの周知については病院一体として取り組むといった趣旨の文言を入れるべきではないか。</b></p>	

## 現行の整備指針の記載内容

### <相談支援センターの業務>

- ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供
- イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び診療従事者に関する情報の収集、提供
- ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
- エ がん患者の療養上の相談
- オ 就労に関する相談(産業保健等の分野との効果的な連携による提供が望ましい。)
- カ 地域の医療機関及び診療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供
- キ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談
- ク HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談
- ケ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援
- コ 相談支援センターの広報・周知活動
- サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組
- シ その他相談支援に関すること

※ 業務内容については相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。

### 以下の事項を追加すべきではないか

- がんゲノム医療に関する相談
- 妊孕性に関する相談
- 小児・AYA世代のフォローアップに関する相談(小児・AYAに関する検討会の意見も踏まえて検討必要)

その他、修正・追加・削除すべきものはあるか。